

紀州郡主旧記

紀州郡主旧記

(紀州地土覚帳)

この書写本にて 紀州に多少傳はり居る様にきけど詳しくは知らず。家蔵のもの紙魚にくはれて今や判讀を要するに生らむとす。即ち筆記したり。先年三浦周行博士日高郡に來りて、講演せられし後郡史研究家森彦太郎氏に囑して書写し、これを京都帝国大学に渡せりと聞く。此書簡なれど紀伊續風土記も多くこれを援けり。

紀伊郡主旧記

一、畠山持國と申は河内國に居城被致其比從公方大和・河内・紀伊・能登・越中之守護職被仰付候由。持國実子依無之甥政長を養子にして家督譲り被申候。後に本子出来名を義就と申候由。持國義就に又家督を譲り被申候、故其時及合戦候而持國義就敗北して政長イヨイヨ弥イヨイヨ惣領と成、後に持國政長和談して國相わかり候由聞傳申候次第書付申候。

一、政長は河内・紀伊・越中三ヶ國の守護職として河州之屋形に居住被致其所付被任管官領に候由。然所に百五十年程以前に源義村と打戦敗軍し政長討死し其子種長家督を継被申候由。後に種長河州の屋形を子息え譲り法名を卜山と申て當國在田郡廣之城へ隱居被仕其後敵大勢寄來落城被致討死共申候。又河州へ退被申候様にも申傳候。卜山亡候而當年迄百八九程に成申候。被官とも多御座候得共卜山没落之時に大方絶申候由。只今廣之内に額田・池永・石川などと申もの御座候。是は卜山の被官筋と承候。右之内池永五郎右衛門と申者六十人衆にて御座候

(植タネ長)とせる書あり

一、義就は大和并熊野之内を知行して居被申候由。是も後に有田郡宮原へ被來居住被申候男子出来則家を繼せ宮原を名乗被申候。廣之卜山絶候而後に本之氏畠山を名乗申候。此筋代々宮原に居被申候。領知者宮原之庄・原?口?之庄・藤並之庄今高壹万石計にて可有御座候。天正十三年秀吉公當國入來之時に牢人被致熊野へ立退其後に片桐市正殿に居被申候。後は秀吉公之直侍に成唯今は

御當家に付兵庫 遙[?]にて知行三百石取被申候。名は畠山民部少輔と申候。畠山被官之者共は宮原邊に御座候。只今百姓仕候者も御座候。六十人衆にて居し申者には宮本次郎兵衛・同清左衛門・同九右衛門・則岡利兵衛・宮井善助・伊藤十三郎と杯と申者にて御座候。被官の内には中西甚左衛門と申者宮原道村に居申候。此者存生の内は切々^{サイサイ}兵庫へ見舞に來申候。甚左衛門去年己霜月に年八十余にて果申候。最早昔之好身^{ヨシミ}存候者は有御座ましく候

一、能登之國者畠山義繞之分り申由候[?]承候。只今之畠山長門守殿は能州之筋之様に爰許之 者共申候。然共河州之筋にて御座候も慥に不承候。

新宮堀之内家之次第

一、新宮堀内安房守領地は上は室郡大田原と申より下は勢州堺錦浦迄今檢地六万石計も可有御座候。昔は新宮より五里下有馬と申所にも在馬殿と申堀内國前の侍御座候て此家絶申に付在馬新宮兩家共に安房守手に入申候。然共在馬之被官者在馬に置新宮之被官ハ新宮に置き申候。内儀も有馬に老[?]人新宮に老人置候てかけ持之様に被仕候。秀吉公當國入來の時も本知口[?]違無御座處に右田治部少輔御退治の時西方へ來候故御改易被仰付。其後加藤肥後守殿へ知行貳千石計にて在付三十年以前に肥後にて相果申由。

一、房州子あまた御座候申にも新宮腹之子は堀内若狹守と申候。淺野紀伊守殿にて知行五百石取罷在候處に大阪御陣の砌走り大阪え籠り申候。落城の後和州

にて被捕きられ申分にて御座候處に堀内主水と申候て房州子息天壽院様大阪出御之時御用に立申に付其忠切に依て一門申今度大阪へ籠り申候者とも命御免被爲成候。若狹守も命たすかり片桐出雲守殿に七十人扶持取候て居申候得共今程は浪人仕和州に居申由。此若狹守も大力にて手柄者之様に承及候。此八九年以前新宮へ被來候へば昔之被官共馳志仕路錢合力仕返し申由承候。

一、在馬腹之子息は有馬主膳と申候。房州没落次後熊野に罷有候。大阪冬之御陣に北山一揆叢申候を退治仕候。然共淺野右近太夫合力も不在候故夏之御陣に大阪へ籠り申候。落城之時是も右之主水故に命たすかり浪人仕又熊野へ來被官ともはこくみにて十年計居申候共、島原之時分より江戸へ來只今は江戸に牢人仕罷在候。昔之被官とも町人仕候者も五六人御座候。又右之堀内主水御籜本に五百石取候て居被申候。又楠加兵衛と申共之被官筋之者大炊殿に五百石取居申候。太地 五郎左衛門と申者是も大炊殿に三百石計取申候。又芝次郎左衛門と申者酒井讚岐守殿に七百石取居申候。御好ミにて心安罷在方にかせき申様に承候。

一、堀内主水者右書付のことく天壽院様大阪出御之時御用に立申に付一門中命御免被成其上知行五百石被下只今御籜本に居被申候由。是も房州子息之由被申候得共何方にて出來申候。子にて御座候も被官共不存候由に候。

一、堀内左衛門兵衛と申候は是は房州外戚腹之子息にて御座候。藤堂大学殿姥聳にて御座候。故只今大学殿え來貳千石計取居被申由。

房州被官共方々に居申覺

○或は政か

一、永田正改。

是は堀内家老^{永政}にて御座候。浅野紀伊守殿へ知行七百石にて在付廣嶋へ來相果其子永田市之丞と申者に四百石にて跡^立在申候由

一、永田治兵衛

是は左衛門佐所に知行六百石取居申候。かしの^{經井}へ合戦之時比類なき手柄仕候由左衛門切腹申候後但馬守殿へ御抱千石計被遣候。其後廣嶋にて相果申候。惣領之子は只今新宮 え來居申候。二番子に三百石立居申候由

一、尾呂志

是は藤堂大学殿に知行八百石計取居申由。名は何と申とも不存候。

一、永田与左衛門

是は右之治兵衛弟にて御座候。浅野因幡殿にて五百石計取居申候由

一、柏加兵衛

是は五百石計取大炊殿二居申候

一、大地五郎左衛門

是は三百石計にて大炊殿に居申候

一、芝次郎左衛門

是は酒井讚岐守殿二百石計取居申候

右之外方々にて知行取申者も可有御座候得共委く不存候。新宮有馬之内に百姓・町人仕居申者あまく御座候

一、室郡真砂には真砂之庄司と申者御座候。代々今高貳千石計之領主にて居申處に秀吉公當國御入來之時本知行上り牢人に罷成り其後越前之少將へ在付千石計取居申候。只今は伊豫守様へ付申候て其儘居申も又何方へ來候も不存候

一、室郡一之瀬には山本主膳と申仁居申候。是も今高三千石計之領主にて御座候。是は日高湯川爲には聳。玉置爲にはいとこにて御座候。秀吉公當國御入來之時御敵たい申領内に引込居申候を藤堂和泉守殿だましよせ那賀郡粉川にて爲切腹申由承候。其子孫壹人殘後に越前之少將様え罷出山本作兵衛と申候。知行千石計取居申候。是も只今伊与守様え付候。而居申候も又何方へ來候も不存候

一、室郡安宅には安宅と申仁居申候。安宅川筋貳千石之領主にて御座候。秀吉公當國御入來之時本知上り方々牢人仕何方にてか相果申候。其子安宅佐左衛門と申者勢州鳥羽に牢人仕居申候を昔の被官共比五六年以前に來宮仕候。次手向ひ寄 被官共之^{ハゴケミ}孚にて只今安宅に居申由

一、日高湯川、居住は小松原。領知は日高郡土生村^{ハブ}より下の浦里并海士郡之内衣奈由良筋・有田郡廣邊にて御座候。大形今檢地 貳万五六千石計之領主にて御座候。秀吉公當國御入來之時引請可申覚悟仕候得共不及一戰に室郡近露迄退下申候。其後室郡より手勢を遣日高郡南部辺にて折々合戰御座候得共後は^{アツカヒ}暖に罷成和州秀長公へ罷出三千石取罷在候處に大柿御陣之砌西方に罷在候に付其より浪人仕淺野紀伊守殿へ七百石にて在付申候。名は湯川丹波守と申候。只今廣嶋にて相果候而知行少へり其子に跡立申由

湯川被官共方々に一罷存覚
一、湯川五兵衛

是は湯川家老筋にて御座候。淺野紀伊守殿へ罷出只今廣嶋に居申候。才覚者にて御

座候に付立身仕知行千石計に成候て奉行役の様に被召遣候

一、 湊喜右衛門

是は湯川家老筋にて御座候。四百石取是も廣嶋に居申候

一、 湯川甚之丞

是は知行七百石計取東國に居申由髓に居住不存候

一、 湯川半左衛門

是は貳百石にて酒井讚岐殿に有付居申候。此一門共は日高郡に多く御座候

一、 丸山主水

と申者之子只今玉井と名乗をかへ方々に渡り奉公仕由。只今何方に居申も髓に不存候

一、 平井九左衛門

是は須田組に成只今日高に居申候。此者親湯川の時度々手柄仕候者の由承候

一、 玉置与右衛門

湯川助之進と申。貳人は六十人衆にて日高に居申候

一、 吉田関助

是は湯川家にて數度手柄仕者の由。其子吉田藤左衛門と申。只今三浦長門守輿力にて御座候

一、 湯川治部太夫

是は湯川家にて度々手柄仕候。玉置内にて合戦之時坂ノ瀬と申所にて柏木善右衛門と申候て、玉置内にて口を聞申者之首取申候。此子只今由良内に商仕居申由

一、 日高郡玉置、居住は和佐村にて御座候。領知は日高郡野口より川上福井村迄并在田郡津木村杯にて御座候。今検地壹万五六千石之領主にて御座候。是

は秀吉公當國御入來之時内通を以御味方仕候に付、本知安堵仕和州秀長公へ付申候。然共昔之高三千五百石之由申上候故、檢地被成三千五百石被遣候へ共昔之三分一ならては無御座候により、内々無念に存候とて高野山へ入出家仕仙光院上人と申候。其折節秀吉公より秀長へ玉置は忠切の者にて候。召目をかけ置き候へと被仰候故、早々高野山へ使者被遣候得は、玉置も高野山居住あくみ申時分にて御座候故、其儘罷出又本之三千五百石にて罷在候。其後御當家へ御奉公仕、只今は尾張様へ御付け被成。仙光院子息小平太と申者も相果申候。男子無候に付小平太娘腹孫に跡継罷在候由承候

玉置被官共方々に居申覚

一、玉置角之助

是は福井對馬と申者之子にて御座候。親子ながら玉置家にて度々手柄者にて御座候。

只今藤堂大学殿に千石取罷在候

一、玉置野右衛門

是は角之助弟にて御座候。是は大学殿に居申候知行はシカ爾と不存候

一、玉置藤八郎

是は日高にて江川と申所之内知行仕候者之子にて御座候。是も大学殿に居り申候。

知行は然と不存候

○ 一、玉置太郎助

是は玉置内蔵助申者之子にて御座候。親内蔵助と申者玉置内にて数度の手柄仕者にて御座候。是も只今大学殿に知行五百石計取居申候。此者甥は玉置太郎兵衛と申。

只今六十人衆にて日高に居申候

○ 一、玉置七左衛門

是は柏木甚之助と申者之子にて御座候。是も只今大学殿に居り申候。知行七百石計

取居申由承候

○ 一、玉置兵左衛門

是は七左衛門弟にて御座候。是も大学殿に居申候、知行員数は 不存候

右六人之者共藤堂大学殿に居申候。日高より來候は大形此分に御座候得共、唯今此子共など出来候。而玉置等の者共大学殿には十式三人も奉公仕候由

一、玉置茂太夫

是は日高郡三十木と申所知行仕候者之子孫にて御座候。本田因幡守殿に知行三百石取居申候。只今は酒井讚岐守へ五百石計にて有附申由。此者親類共は多く日高にて

御座候

一、野口弥五左衛門

みき

是は玉置家老野口源久と申者之子孫にて御座候。只今松平内記殿に四百石計取居申由

一、玉置九左衛門

是は原養助と申者之子にて御座候。親養助は玉置内にて度々手柄仕候。只今は九左衛門安藤千福郎に居申候に

一、日高郡寒川、居住は寒川村。領地は寒川之莊五ヶ村にて御座候。今検地千石計の領主にて御座候。秀吉公當國御入來の時内通を以て味方に來候故、本知安堵仕由。大柿御陣之砌より牢人仕、其後淺野但馬守殿へ在付廣嶋迄來其以後御家へ罷出候。寒川五右衛門一本右と申者年廿四五に成り申候。只今寒川村に牢人仕居申候。人がらも大かく 之者にて御座候故、所に被官共も思付申様に見へ申候

一、日高郡山地、居住は東村にて御座候。領地は山地庄七ヶ村、今高千二三百石計之領主にて御座候。秀吉公當國御入來之時引請宮代山と申所にて及一戰二伊藤甲斐守殿と申仁を討申候。其後諸方之塞手一同にかくり申候故、終不叶室郡長瀬井村と申所へ退候。而西新左衛門一本右と申者を頼少々の間居申候得共、後はアツカイ暖兵に成杉若越後守へ奉公仕候由。是も大姉御陣の砌より牢人仕、其後淺野但馬守殿へ在不廣嶋迄來。其以後御家へ罷出候

一、在田郡貴志、居住は辻堂村領地ハ有田郡保田之庄六ヶ村・田殿之庄十一ヶ村之所にて半分海士郡塩津村丁村ヨコにて御座候。今檢地四五千石計之所。領主に而御座候。尊氏將軍など之御致書數通御座候由承候。秀吉公當國御入來之時熊野へ退、其後牢人仕大阪邊土に居申候。昔畠山殿在世之時河州に詰申候處扶持方河内國にても知行少取申候。其百姓共合力仕置申候。有田之被官と也此由承むかひに來。其以後は被官共合力にて有田郡辻堂に居り申候。名は左近左衛門と申候。此十年計以前二相果只今は長五郎と申候。而十七八に罷成候子御座候。是も被官共はこゝろみにて罷在候。而今慥成被官共三拾人計も御座候。此内御前伊兵衛ミサキと申者吉人六拾人衆にて御座候。左近右衛門存生に居り申時は、昔之百姓共も年頭に米貳升宛、其外侍分之被官は身上相應に合力仕候由承候。只今は百姓共年頭は不仕侍分のもの共少つ、合力仕候由

一、有田郡湯淺庄七ヶ村は今檢地五千石計も御座候。此所之領主昔は湯淺權守宗茂重と申仁にて御座候ノ中此子孫無御座候。而家絶申に付尊氏將軍より貴志に被仰付一度は貴志・湯淺一家に成申時分も御座候由承候。其後白樫と申侍に被仰付湯淺之庄領主に成申候。秀吉公當國御入來之時も味方に來候に付後

迄大阪に白樫主馬・白樫三郎吾衛と申候。而兄弟知行二三千石計も取候而居申由。大阪落城之後和州に牢人仕居申候由承候。其後如何成申も不承候。此所和歌山白樫と申仁來候由。此子孫にて御座候も不存候

一、有田郡宮崎之庄には宮崎と申領主居申候。村数は七ヶ村今檢地三千石計之所にて御座候。是も秀吉公當國御入來之時より本知上り、其後牢人に罷成池田備中守殿へ宮崎八右衛門と申候、而四百石にて在付申候。八右衛門相果其子宮崎七郎右衛門と申ものは只今牢人仕候由承候。何方に居申も不存候。被官共は百姓仕居申候、吾人は宮崎六右衛門と申、而六十人衆にて御座候。宮崎佐源太と申者も宮崎子孫にて御座候。是はミと^ミカ^カと^カや^カ監物所に小姓仕居申候、監物之退申時も付候而來候。只今何方に居申候も不存候

一、有田郡石垣庄には神保と申仁居申候。村数は四十ヶ村上高は今檢地壹万石余も御座候。此所皆々神保領地にて御座候も又何方へ少分り申も不存候。大方神保領地之様に及承候。是は秀吉公當國御入來之時も内通を以味方に來候に付七千石余知行被下、只今は御當家へ付候、而和^和^和に而七千石計被下居申候。只今之神保ハ其時より三代目計にて可有御座候。被官共大形ハ神保に付候而來候由。殘者は所々居申成可有御座候様と仕なる者所々居申様にも不承候

一、海士郡加茂之庄には加茂と申仁居申候。村ノ數は十ヶ村上高は今檢地二千石余可有御座候。是は秀吉公當國御入來之時分より本知上り、其後何方に罷在候も不及承候、子孫絶申様に聞申候。此被官共は所々百姓仕居申候。其内笠畑七郎右衛門・別山^{前山}九郎兵衛・橋爪七兵衛と申三人は六十人衆にて御座候

一、海士郡大崎には梶原と申仁居申候。知行は大崎一村にて今高百七十石計之所にて御座候得共、關戸にて御座候に付方々浦にの運上過分に取申候。是は昔之梶原平三景時子孫之由申候。下野國より此所へなかさ來候由承候。是も秀吉公當國御入來之時より浪人仕候。其子は梶原軍太夫と申候。而遠藤村に罷在候か此二三年前相果申由。娘計にて跡絶申に付神野左道弟此此入むこに仕跡つづけ申由承候。被官共は大崎に百姓仕居申。其内原味左衛門吉人は六拾人衆にて御座候。此は梶原下野國より被來候時より供仕來候。家老筋の者に而御座候。軍太夫遠藤に居申時も此者共合力にて堪忍成申候。是より口郡之侍共は大形は昔關東へ仕申候、又は公家へ仕申ものも御座候故、地頭領家に分り知行代々相傳仕候處、後醍醐天皇吉野山に皇居被成候よりは一切此御門へ伺ひ仕候。吉野殿御没落以後、者伺主もなく昔の領、知其ま、知行仕罷在候。中此より根來寺衆徒かしせひに、成申故、根來寺へ随ひ申候被共寺より知行まゝに仕候事も成不申陣等の儀は大形衆徒指圖に任せ申知行之段は手前取者は他人之知行をも買取申様に御座候二付いつしか里格か知行と申事も無御座候。而村々に少つゝ、領地持候而免もなく毎年定物成取被申候。是を加地知と申候。此故に畠山殿當國守護職にて御下候時も爰許は根來寺迄ことつけしたかひ不申候其侍とも

一、那賀郡小倉庄には津田監物と申もの居申候。鐵炮は此監物先祖津田小監物と申物初申由。津田自由齋も其家の先祖にて御座候。又杉坊と申候は根來寺一方の門主にて御座候を此家より持申候に付代々子吉人は杉坊を持吉人ハ小倉之家迄持申候。家之知行は加地子八百石計も御座候。今檢地には二千石も可

有御座候。秀吉公當國御入來之時より本知上り申候付和州秀長公へ罷出本所に居ながら知行六百石取申候。其後増田左衛門尉イ・右へ來右秀長公二罷在候同前に御座候。右衛門尉御改易以後は淺野紀伊守殿へ罷出四百石取申候、又紀伊守殿を走り備前中納言殿に千石にて有付申候。中納言殿遠行之後浪人仕濃州加納摂津守殿へ來候へば、鐵炮御習可被成由にて御抱置被成知行三百石・同心三十人御預ヶ被成。終加納にて相果申候。其子津田市兵衛重と申ものも加納にて百五十石取申候へ。共監物存生之時より御暇申小倉へ罷歸只今須田之組内へ入候而居申候。監物三百石之跡は後腹之子に百五拾石・孫に百五拾石定候へ共、飛驒守殿御遠伺行之時より忒人ながら浪人仕子ノ并平へと申者は江戸へ來候由承候。其子以前様に御座候共。不存候。孫六左衛門六郎右衛門と申者は牢人にて伯父市兵衛に掛り居候。監物甥に小倉九右衛門と申者御座候。是は只今越前へ來候て知行七百石計取申由。此此相果跡絶申様に承候。又監物秀長公にては御代官許仕知行は取不申候。後右衛門尉殿にて知行六百石取御代官仕候様子承候

一、雜賀之庄土橋には土橋若太夫ワカと申者居申候。是は根來寺儀坊と申候は根來寺一方の門主にて、津田監物持申杵之坊と二坊して根來寺仕置致候。土橋家之領地は加地子四五百石も御座候。今高千石余も可有御座候

一、同所土橋小右衛門領地は加地子貳百石計、今高五六百石も可。在御座候

一、同所土橋兵太夫領。地大かた右同程

一、平井村鈴木孫市領地大かた右同程

右之小左衛門・兵太夫・孫市は若太夫聲にて御座候。若太夫に意口御座候に付三人申合栗村新次郎八村官クワン之助モ式人之者昔討手に申付宇治之橋にて若太夫を討申候。若太夫は何心もなく馬取一人・草履取壹人にて御坊へ來候所に竹を持跡より來若太夫橋半分渡り候時、竹をおろし置竹持候者は退申候。其時先より式人の討手むかひ申候、跡へひらき可申も右之竹御座候爲馬の足にかまひ申候處細き橋にてはたらし申事も成不申候、其儘うたれ申候。右三人之者共は内々信長公へ御味方申に付、其威勢つよく御座候故、若太夫方終叶不申、子平之丞は室郡はやと申所へ退申候。其後信長公京都にて御腹めし候由聞、然ば又若太夫方つよく成候。而兵太夫城を責落腹切せ申候。其内孫市・小右衛門は夜退に仕候土橋平之丞は、はや村より口本地に居申候得共秀吉公當國御入來之時より本地上り、平之丞子平治淺野紀伊守殿へ四百石にて在付。廣嶋江但馬守殿は藩仕候て來候。今程は廣嶋退勢州桑名へ千石計にて有付申由承候。鈴木孫市は爰許立退申時分より秀吉公へ御奉公仕、其後御當家へ付候。而水戸様より三千石計ヒ下罷在候由。土橋小左衛門は方々牢人仕後御家人來候

一、此外雜賀之庄に其所々にて少宛領地持候て居申者共御座候。只今は百姓仕罷在候。其内打越五郎右衛門・巽藤兵衛式人は六十人衆にて御座候。是等は雜賀年寄之内にても口鬪申者之筋にて御座候

一、名草郡五ヶ所庄には田所と申者居申候。領地は加地子式百石計、今高五六百石

も可有御座候。むかし関東より本知可乞相傳御下文代々御座候。其後吉野殿へ伺公仕候時も忠戦仕候故、官位加借之実旨御座候。又只今御奉公仕候平左衛門親の季晴と申者、浄土宗眞宗法諍合戦之時雜賀中津云城迄責一番に屏ひらきわにて其手之大將之首を取申候故、根來寺惣分よりかん状被指越候。さして主にても無御座候へば、寺より里へかん状來候事はまれに御座候へ共、是は十六歳にて心はせ仕中にて爲恍惚分之中状指越被申候由。是も秀吉公當國御入來之時より本知上り申候、然共何方へも來不申候。其儘所に罷在只今御奉公仕候

一、同庄に林と申者居申候。領地は加地子百石計今高武三百石も可有御座候。是も秀吉公當國御入來之時より本知上がり申候。然共其儘所に罷在只今六十人衆にて御座候

一、名草郡大野庄には侍十人御座候て、其所々に少宛領地持候て居申候。此者共跡絶申者も御座候、又所々百姓仕申者も御座候。其内尾崎次左衛門・福井左兵衛三人は六十人衆にて御座候。是は畠山殿被官筋之者にて御座候

一、名草郡大田村に侍筋之者五六人所にて少ツツ領地持居申候。其外余村之者昔共も能も似もりにて秀吉公當國御入來之時扶持申。其内太田次郎左衛門・太田理左衛門三人ハ只今六〇人衆にて罷在候

一、名草郡宮郷に家永と申者所にて領地今高武三百石も持候。弓なども能射申候。いにしへより侍筋のものにて御座候。只今御奉公仕候神前中務祖父にて御座

候

一、名草郡鷺森には佐竹伊賀守と申者居申候。是は新宮堀内所に奉公仕候。新宮にては知行何程取申も不存候。其以後和州秀長公へ罷出御代官仕候。後は浅野紀伊守殿へ在付知行五六百石計取申候。只今三百石か四百石計取候。而子御座候由。名は何と申候も不存候、名字は佐竹にて御座候、又御家に罷仕候佐竹源吉・佐竹源太夫は孫にて御座候

一、名草郡中嶋には的場源四郎と申者居申候。是は桑山法師へ少知にて奉公仕候。度々心はせも仕候。其上才覚者にて御座候故、諸人存たるものにて御座候。只今御家に罷有候的場源右衛門親か祖父にて御座候

一、伊豫守様に七百石計被下矢嶋七右衛門と申者居申候。是は當國有田郡之者にて御座候由承候。終生は不存候六十人組伊藤十三郎親類之様に承候

一、津田兵部と申者飛驒に三百石計取にて罷有之是は幼少の時名草郡宮郷報恩寺と申寺に居申者にて御座候

一、那賀郡あら川之庄には平野と申者居申候。領地は今高四百石計も可有御座候。此者名字かへ津田左京と申候。備前中納言殿にて知行千石計取。後には出頭仕候、而備前中にてかふろと申候、世間に存候者にて御座候。かふろと申は若き時高野山五大院と申寺迄持後落候。而侍に成申故其儘かつそらにて居申候に付以斯申候。扱申^中納言以後は浅野紀伊守殿へ來四百石にて在付津田刑部

と申候。終紀伊守殿にて相果申候。其子當歳にて御座候故跡無不申浪人仕候。
今程津田佐平太申御鷹師仕居申候

一、同庄に奥と申者居申候。領地は平野同前之者にて御座候。是も兄弟ながら浅野紀伊守殿に罷有之是は奥弥兵衛と申四百石、弟は奥専兵衛と申式百石取申候。此此廣嶋にて少加増取申様聞申候得共慥には不承候

一、那賀郡神之庄には神野と申者居候。大方神野一庄之領主にて御座候。村数は七八ヶ村。高は今検地千石余も可有御座候。代々武辺之家之由申候。是も秀吉公當國御入來之時本知 上り牢人にて居申候が只今神野右道と申候て御家へ罷出候

一、那賀郡野上之庄には昔は五六人侍御座候て、此外之者共は皆々五六人之被官道にて御座候。然に比百五十年計以前二被官共一同仕根來寺をかくらい主を負出し後は被官共之ま、仕候。被官共以上三十人計も可有御座候。只今は同心仕候者も御座候、又百姓仕候者も御座候。其内吉村佐兵衛・葛葉左京・岡孫左衛門三人は六十人衆にて御座候。何方にて知行取申候者も御座候が慥に不承候

一、是より下遊木・曾根・三木などにも其浦計迄知行仕候仁居申候。尾鷲は中庄司・世古・北村別當など申もの五六人仕知行致候

一、北山筋は百姓持之由

右以此熊野筋浦々所々銘々に少宛知行仕候處に堀内安房守と申者之代に上は古座、下は勢州堺錦浦迄今高六万石計之所。一圓に房州知行二罷成候。其子納品々

一、在馬庄七ヶ郷の主有馬和泉守男子無御座候に付同名河内守と申者被官なれども一門にて御座候故、むこに仕在馬之家を讓其身は木之本に隱居仕罷在候。其後木之本にて男子壹人出来申候。其折節被官之内三人河内守に不足御座候。者共内々木之本へ來すすめ申候は家中之者壹人も河内守殿へ恩付申もの無御座候爲此度御つぶし不被成候は、御家絶可申由、再三申故則有三人之者共二被申付合候。谷寺と申寺へ花見に來遊山仕候處へおしよせ、終に河内守に腹切せ申に付、後被官之者共何とて主迄討申候とて三人之者共を押籠申候得。主和泉守殿御意にて御座候由申に付家中一同に申候は、一度有馬之家を讓り我々三人に被仰付候爲只今後腹之男子出来申二付私(我)よくにひかれ以此様成候段言語同断改事也。昔より代々主は和泉守殿と申ながら當主は河内守なり、其上是候之断迄無弁者和泉守殿非なりさらば非に付而和泉守殿を可奉討とて遊木へ取かけ候へば遊木何かし一戦にも不及からさん仕候。曾根・三木なども同手に入申候、尾鷲へ取かけ申候。是にては数度の合戦御座候。敵味方侍共あまた討死仕候。然共終尾鷲之者共討まけ一たん勢州濱嶋へ立退後からさん仕罷取り房州手に入り申候那知之藤の坊へも双方被官一同に取かけ合戦仕候。取終に付まけ房州手に入申候。古座の高川原・同色川も無子爲手に入申候。又北山筋は百姓持にてさして大將無御座候。終共房州いまに在馬一庄之主にて居申候時戻て一揆をおこし押かけ申に候。家老黒田大和守分前にて房州迄北山惣中之爲不し子に可仕之由申候得バ分聞実儀可候様とて、其後は

和僕[?]仕候[?]ゑぼし視とは申ながら一城之主之所へ百姓なりにて□^(來?)候へば次第におのづから志たかひ申候。か様に方々一同手に入申候も、偏に新宮・在馬両家之主人言人に城申候故にて御座候。其以後上は古座下は勢州堺錦迄手さすものなく、今高六万石計之領主に成罷在候所に石田治部少輔御退治之時西方に成申候故御改易被成候。其後加藤肥後守殿へ牢人分知行貳千石にて在付。三拾年以前に肥後にて相果申候由

右書付申候分何れも久敷儀に御座候に付慥には無御座候得共、大形承及候通にて候。又此外所々罷在候者も可有御座候。其上他國にて知行取候者も猶可[?]以有御座候得共先及承候通以斯御座候 以上

寛永十九

壬午

歳

日高郡古城

一、壱ヶ所 和田浦

是は美濃左兵衛殿と申仁居被申候由

一、壱ヶ所 入山村

是は青木勘兵衛殿居被申候由

一、壱ヶ所 丸山村

是は湯川直春殿居被申候由 天正十三年乙酉三月二十六日没落

一、壱ヶ所 小松原村

是は湯川直春殿土居之由

一、壱ヶ所 土生村

是は杉ノ原殿と申仁居被申候由

一、壱ヶ所 同村

是は源万壽丸殿と申仁居被申候由

一、壱ヶ所 上野村

是は古湊上錦殿と申仁居被申候由

一、 壹ヶ所 印南原村

是は富田牛之助殿と申仁居被申候由

一、 壹ヶ所 吉田村

是は吉田蔵人正源口秀殿と申仁居被申候由

一、 壹ヶ所 和佐村

是は玉置庄司殿と申仁居被申候由 天正年中没落

一、 壹ヶ所 田尻村

是は玉置殿居被申候由 元禄年中迄貳百年同所に退轉之由

本書は松原村吉原の人田端憲之助氏にかりてうつす。巻頭の一文は即ち田端氏の筆になるもの

昭和貳拾五年拾壹月廿七日

初冬の雨降るをきゝつゝ塩屋村の勤務地にて寫終わりぬ。

清水長一郎

毛筆書きの写本を活字化した。案外読みやすく判読出来ない字が少なかったがそれでも矢張り毛筆は読みづらい。『川辺町史』資料編に湯川氏と玉置氏の分が本書より引用され、『御坊市史』資料編には、湯川氏と玉置氏の分が『紀伊国旧家地土覚書』より引用されていた。本書と『紀伊国旧家地土覚書』の関係を『川辺町史』資料編の注釈から引用する。

本書は江戸時代中期までの成立と思われる、日高地方の旧家の間に写本として伝えられている。ほかに『紀伊国旧家地土覚書』と題した一本もあるが内容はほとんど同一である。

平成十六（二〇〇四）年六月十五日

清水章博

使用ワープロソフト JUSTSYSTEM 『一太郎 Ver.12』 For Windows 98 & Me